

## 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業訪問

11月の「過労死等防止啓発月間」に併せて、厚生労働省では同月を過重労働解消キャンペーン期間に設定し、「過重労働解消相談ダイヤルの実施」、「長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督」、「過重労働解消のためのセミナー開催」などの取組を行っています。

こうした取組の一つとして、宮崎労働局では、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業を局長が訪問して、企業の代表や労務担当との面談や職場の巡回を通じて、取組事例を収集するとともに、収集した内容を好事例として県内企業の皆さんに紹介することとしています。

平成28年度からこの「宮崎労働局長によるベストプラクティス企業訪問」の取組を始めており、28年度は株式会社宮崎銀行(宮崎支店)、29年度は日南シーリング工業株式会社(日南市)、そして今年度は、有限会社ぎょうざの丸岡(都城市)を訪問しました。

同社では、長時間労働の削減に向けて以下のような取組を行っていますので、各企業の取組の参考にさせていただきたいと思います。

平成30年11月6日、宮崎労働局長(吉田 研一)は、労働基準部長らとともに、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる有限会社ぎょうざの丸岡を訪問しました。

訪問企業名	有限会社ぎょうざの丸岡
所在地	都城市志比田町
事業内容	ぎょうざの製造等食料品製造業
労働者数	約120名

### 長時間労働の削減に向けた取組と効果

#### ICカードによる労働時間管理と給与ソフトとの連動

全社員にICカードを配布し、これにより始業及び終業時刻を客観的に把握し、1分単位で労働時間の管理を行っています。自己申告制は採用していません。さらに、ICカードで把握した労働時間は給与ソフトと連動させ、給与計算を行っています。

⇒ 労務管理担当部門の業務量が約3分の1に削減され、担当部署の人員を3名から1名体制が可能となるとともに、この担当部門の時間外労働も削減されています。

### 新たな受発注システムの導入

新システム導入前は、電話による受注を紙伝票に記載する処理を行っていたため、繁忙時期には時間外労働が深夜にまで及んでいました。そこで、省力化、時間外労働削減を目的に、受発注をリアルタイムでパソコン画面にて行えるシステムを導入しました。

⇒ 担当部署の時間外労働は導入前の4分の1程度に縮減され、繁忙時期においても深夜にまで及ぶ時間外労働はなくなり、長時間労働の削減につながっています。

### 繁忙時期に備えた人員増による対応

10月中旬から年末までが繁忙時期となるため、当該期間の繁忙部署の時間外労働を抑制するため、派遣労働者を増員して対応しています。

⇒ 全社的な繁忙時期ですが、増員により業務量を平準化することができ、特に繁忙を極める部署の時間外労働の削減につながっています。

### ノー残業デーの設定

全社員に対し、ノー残業デーとして月4～5日を1日の労働時間5時間(所定労働時間は7時間)に短縮した上で、当該設定日は原則時間外労働をしないという制度を設けています。

⇒ ノー残業デーは、残業しないという社員の意識高揚が図られ、短縮時間勤務後の有効活用により社員のワークライフバランスにつながっています。

### 年次有給休暇の取得促進

全社員に対し、年間で少なくとも6日以上の子次有給休暇を取得するように呼びかけ、取得促進を図っています。年次有給休暇を取りやすくするために社員の増員も行っています。

⇒ 年次有給休暇取得に対する遠慮やためらいが軽減され、取得率の向上につながっています。2019年4月からは労働基準法改正により、使用者が毎年5日の年次有給休暇の時季を指定して付与することが企業規模を問わず義務付けられますが、同社では先行して取り組んでいます。

## その他の「働き方改革」の実現に向けた取組

### 有期契約労働者の2年目からの無期契約転換

有期労働契約で採用している労働者について、勤務に問題がなく本人が希

望すれば、原則 2 年目から無期労働契約に転換できる制度を採用しています。

⇒ 労働契約法の 5 年目の無期転換ルールを上回る対応がなされています。  
これにより有期契約社員のやりがいアップ、人材確保にもつながっています。

#### 労務管理の専門家の活用

労務管理については社会保険労務士、労働安全については安全コンサルタントを活用しています。

⇒ 外部の専門家による助言、指導により適切で効果的な労務管理や労働災害の減少につながっています。 同社は、安全衛生に関する水準が良好で、改善のための取組が他の模範であると認められるとして、平成 30 年度に宮崎労働局長奨励賞を受賞されています。

### 平成 30 年度の局長によるベストプラクティス企業訪問を振り返って

有限会社ぎょうざの丸岡では、以上のように長時間労働の削減や年次有給休暇の取得向上などに取り組まれた結果、時間外労働は最大でも 1 か月 40 時間以内に収まるようになり、36 協定の特別条項を締結することもなくなったということです。

また、同社では食品を製造していることから、工場内での衛生着の徹底、温度管理、X線による異物混入チェックなど、食品衛生管理や品質管理にも厳格に取り組まれています。

同社では、新システムの導入などにより、一定の費用を要していますが、結果として、時間外労働の削減が実現し、社員のやる気やワークライフバランスの向上につながり、費用以上の効果もたらされているというお話を伺いました。

このホームページをご覧いただいた企業の皆様、こうした取組事例を参考に、長時間労働の削減を目指してできることから始めてみませんか。

## 面談の状況



## 工場内の巡回

